

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第三号様式

【提出書類】	変更報告書 No.3
【根拠条文】	法第27条の26第2項に基づく報告書
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	株式会社足利銀行 代表取締役 池田 憲人
【住所又は本店所在地】	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
【報告義務発生日】	平成16年2月29日
【提出日】	平成16年3月15日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	5名
【提出形態】	連名



第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社 みずほフィナンシャルグループ
会社コード	8411
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京 大阪
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社足利銀行
住所又は本店所在地	〒320-8610 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治28年 9月25日
代表者氏名	池田 憲人
代表者役職	代表取締役
事業内容	1. 預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引 2. 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務 3. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、 売買その他の業務 4. 信託業務 5. 前各号の業務のほか、銀行法、担保附社債信託法、社債等登録法その他の法律により 銀行が営むことができる業務 6. その他前各号の業務に付帯または関連する事項

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号 株式会社 足利銀行 総合企画部 大塚浩樹
電話番号	028-626-0537

(2)【保有目的】

政策投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	3,750		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	— —	I
対象有価証券カバードワラント 株券預託証券	D		J
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 3,750	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 3,750		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月29日現在)	S 13,750,897.73
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.03
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当無し

第2【提出者に関する事項】

2【提出者(大量保有者)／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	りそな信託銀行 株式会社
住所又は本店所在地	〒100-8106 東京都千代田区大手町1丁目1番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町2丁目1番1号

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成13年12月10日
代表者氏名	新井 信彦
代表者役職	取締役社長
事業内容	信託業務(年金・法人信託に係る資産運用、制度設計・管理、コンサルティング等)

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大阪府中央区備後町2丁目2番1号 株式会社 りそなホールディングス リスク統括部 池田
電話番号	06-6268-7400

(2)【保有目的】

信託業務に係る受託資産として保有

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号			
株券(株) (内、優先株式)			111,348			
新株引受権証券(株)	A	—	G			
新株予約権証券(株)	B	—	H			
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	— —	I			
対象有価証券カバードワラント	D		J			
株券預託証券						
株券関連預託証券	E		K			
対象有価証券償還社債	F		L			
合計(株)	M	0	N	0	O	111,348
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0				
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	111,348				
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0				

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月29日現在)	S	13,750,897.73
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.81
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.66

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

・貸株(消費貸借) 総計 6,955株
クレディリヨネ証券 3,950株
日興シティグループ証券会社 3,005株

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者)／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(特別法人)
氏名又は名称	預金保険機構
住所又は本店所在地	〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和46年7月1日
代表者氏名	松田 昇
代表者役職	理事長
事業内容	1. 保険料の収納、保険金及び仮払金の支払、資金援助、預金等債権の買取りに関する業務 2. 金融整理管財人(含む管財人代理)、承継銀行の経営管理、金融危機への対応のための業務 3. 立入検査、健全金融機関等からの資産買取り、金融機関の株式等の引受(資本増強)に関する業務 4. 整理回収機構への指導及び助言並びに債務者の財産調査、経営者等の責任追及に関する業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	預金保険機構 総務部 業務管理室 前川 義扶
電話番号	03-3212-6029

(2)【保有目的】

<p>1. 特別公的管理銀行であった株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社 新生銀行)の発行株式をニュー・LTCB パートナーズ・CVIに譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。</p> <p>2. 特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行(現 株式会社 あおぞら銀行)の発行株式をソフトバンク株式会社、オリックス株式会社、東京海上火災保険株式会社及びその他の金融機関等に譲渡し、同行の特別公的管理の終了を行ったが、当該株式譲渡の一環として、同行が保有する株式を預金保険機構が買取ったもの。</p>

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号			
株券(株) (内、優先株式)			120,319			
新株引受権証券(株)	A	—	G			
新株予約権証券(株)	B	—	H			
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	— —	I			
対象有価証券カバードワラント	D		J			
株券預託証券						
株券関連預託証券	E		K			
対象有価証券償還社債	F		L			
合計(株)	M	0	N	0	O	120,319
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P	0				
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	120,319				
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0				

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月29日現在)	S	13,750,897.73
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.87
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.88

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

* 預金保険機構(以下 預保という)と株式会社新生銀行(旧長期信用銀行。以下「新生銀行」という)との間に、平成12年2月24日付けの以下を内容とする契約が存在する(77,476株)。

1. 新生銀行からの株式の買取は、預保が新生信託銀行に設定した信託の信託財産として、新生信託銀行が新生銀行より譲り受ける方法によるものとする。
2. 平成12年3月1日から5年後の応当日までは、預保は当該株式を新生銀行の同意なく売却しない。また同期間、新生銀行は株式の買戻しを行うことが出来る。但し、預保は当該売戻しにより損が発生する場合、売戻さないことを選択できる。
3. 株式の譲渡人である新生銀行から新生信託銀行への譲渡及び信託財産であることの登録、表示又は記載を省略する。
4. 預保は新生銀行に信託株式の議決権の一切の行使を委ねることを承認する。

* 預金保険機構(以下 預保という)と株式会社あおぞら銀行(旧日本債券信用銀行。以下「あおぞら銀行」という)との間に、平成12年8月31日付けの以下を内容とする契約が存在する(42,843株)。

1. あおぞら銀行からの株式の買取は、預保があおぞら信託銀行に設定した信託の信託財産として、あおぞら信託銀行があおぞら銀行より譲り受ける方法によるものとする。
2. 平成12年9月1日から5年間、預保が当該株式を売却しようとする場合、あおぞら銀行は第一優先購入権(預保にとって最も有利な第三者からの購入申込と同一条件による購入権)を有する。また平成12年9月1日から5年以内であれば、あおぞら銀行は当該株式の買戻しを求めることが出来る。但し、預保は当該売戻しにより損失が発生する場合、売戻さないことを選択できる。
3. 株式の譲渡人であるあおぞら銀行からあおぞら信託銀行への譲渡及び信託財産であることの登録、表示又は記載を省略する。
4. 預保はあおぞら銀行に信託株式の議決権の一切の行使を委ねることを承認する。

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者)／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社 整理回収機構
住所又は本店所在地	〒164-0012 東京都中野区本町2丁目46番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成8年7月26日
代表者氏名	鬼追 明夫
代表者役職	代表取締役
事業内容	整理回収業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社 整理回収機構 業務企画部 浦野 聡昭
電話番号	03-5203-4959

(2)【保有目的】

金融機関等の資本の増強を図るため、「(旧)金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき金融機関等の発行する優先株式を引き受けたもの。なお、優先株式発行会社である株式会社みずほホールディングス(MHHD)が、平成15年1月8日に新設された株式会社みずほフィナンシャルグループ(MHFG)と同年3月12日付けで株式交換を行い、MHFGがMHHDの完全親会社となるもの。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	763,000		
(内、優先株式)	763,000		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
(内、旧転換社債券)		—	
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 763,000	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 763,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月29日現在)	S 13,750,897.73
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	5.55
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	5.57

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

本優先株式は、以下の転換を請求し得べき期間に転換請求することにより、発行会社の普通株式に転換できる。転換請求のなかった本優先株式は、以下の一斉転換日に発行会社の普通株式に転換する。

- ・第一回第一種優先株式 [転換を請求し得べき期間:平成15年3月12日より平成17年7月31日まで、一斉転換日:平成17年8月1日]
- ・第二回第二種優先株式 [転換を請求し得べき期間:平成16年8月1日より平成18年7月31日まで、一斉転換日:平成18年8月1日]
- ・第三回第三種優先株式 [転換を請求し得べき期間:平成17年8月1日より平成20年7月31日まで、一斉転換日:平成20年8月1日]
- ・第七回第七種優先株式 [転換を請求し得べき期間:平成18年10月1日より平成23年1月31日まで、一斉転換日:平成23年2月1日]
- ・第八回第八種優先株式 [転換を請求し得べき期間:平成16年10月1日より平成21年1月31日まで、一斉転換日:平成21年2月1日]
- ・第九回第八種優先株式 [転換を請求し得べき期間:平成15年9月1日より平成21年8月31日まで、一斉転換日:平成21年9月1日]
- ・第十回第十種優先株式 [転換を請求し得べき期間:平成15年7月1日より平成21年8月31日まで、一斉転換日:平成21年9月1日]

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者)／5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社 明成商会
住所又は本店所在地	〒541-8575 大阪府中央区瓦町3丁目2番9号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和22年10月31日
代表者氏名	小林 弘一
代表者役職	取締役社長
事業内容	1.化学品卸売業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大阪府中央区瓦町3丁目2番9号 株式会社 明成商会 総合企画部 田路
電話番号	06-6201-2720

(2)【保有目的】

純投資

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株) (内、優先株式)	32		
新株引受権証券(株)	A	--	G
新株予約権証券(株)	B	--	H
新株予約権付社債券(株) (内、旧転換社債券)	C	-- --	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 32	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 32		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月29日現在)	S 13,750,897.73
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.00
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	-

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

買掛債務担保差入 担保差入先: ㈱クラレ 担保差入先: 日本カーバイド工業㈱	担保差入株数: 22株 担保差入株数: 10株
--	----------------------------

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) 株式会社 足利銀行
- (2) りそな信託銀行 株式会社
- (3) 預金保険機構
- (4) 株式会社 整理回収機構
- (5) 株式会社 明成商会
- (6) _____
- (7) _____
- (8) _____
- (9) _____
- (10) _____

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】


	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	766,782		231,667
(内、優先株式)	763,000		0
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
(内、旧転換社債券)		—	0
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 766,782	N 0	O 231,667
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数)(M+N+O-P)	Q 998,449		
保有潜在株式の数(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年2月29日現在)	S 13,750,897.73
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	7.26
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	7.10

委 任 状

平成 16 年 1 月 13 日

住 所 東京都千代田区大手町1丁目1番2号
名 称 りそな信託銀行株式会社
取締役社長 新井信彦 

私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任致します。

記

1. 日本国における証券取引法第二章の三 「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書および届出書の作成及び提出並びに写しの送付に関する一切の件

住 所 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
名 称 株式会社 足利銀行

委任状

平成 15 年 12 月 5 日

住所又は

本店所在地 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号

氏名又は 預金保険機構

名 称 理事長 松田 昇



私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は

本店所在地 栃木県宇都宮市桜四丁目 1 番 25 号

2. 代理人の氏名又は

名 称 株式会社 足利銀行

委任状

平成 15 年 12 月 5 日

住所又は

本店所在地 東京都中野区本町二丁目46番1号

氏名又は 株式会社 整理回収機構

名 称 代表取締役 鬼追 明夫



私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は

本店所在地 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

2. 代理人の氏名又は

名 称 株式会社 足利銀行

委任状

平成16年2月17日

住所 大阪市中央区瓦町参丁目貳番九号
名称 株式会社 南 産 商 會
取締役社長 小森 弘一



私は、下記の者を代理人と定め、以下の権限を委任致します。

記

1. 日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書および届出書の作成及び提出並びに写しの送付に関する一切の件

住所 栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
名称 株式会社 足利銀行